

**令和5年度フルーツ・ステーションネットワーク推進プラットフォーム
企画運営支援業務委託仕様書
(企画提案用)**

1 業務名称

令和5年度フルーツ・ステーションネットワーク推進プラットフォーム企画運営支援業務

2 目的

県は、令和5年3月策定の「さくらんぼを核とする県産フルーツの情報発信実行計画（以下「実行計画」という。）」に基づき、消費者が本県を訪れ、様々なフルーツの楽しみ方や生産者との交流を経験する「フルーツ・ツーリズム」の推進に向けて、その目的地となる、フルーツを楽しめる様々なサービスやイベントが提供され、地域の特産フルーツについて理解を深めることができる誘客と情報発信の場「フルーツ・ステーション（以下「ステーション」という。）」を県内各地域に創出し、ネットワーク化に取り組むこととしている。

県内各地域でのステーションの創出とそのネットワーク化に向けて、県では、地域の資源や人材を活かして自主的にステーションを創出する各産地の取組みを支援するため、今年度、県、市町村及び民間事業者の共同での検討の場を立ち上げ、特産フルーツの観光資源として活用方策や、ステーション創出に向けた官民連携手法等の調査研究を行うこととしている。

本業務は、検討の場として立ち上げる「フルーツ・ステーションネットワーク推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」について、効果的かつ効率的に機能するよう、プラットフォームの企画及び運営の支援を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、業務遂行にあたっては、「フルーツ・ステーションネットワーク推進プラットフォーム 要綱」を参考とすること。

(1) 民間事業者に対する周知広報

プラットフォームへの民間事業者の参加状況を踏まえ、県と連携して、プラットフォームへの民間事業者の参加を促すための周知広報を行うこと。なお、県内市町村の参加を促すための周知は県において実施する。

(2) 各種取組みの企画・実施

次の事項を踏まえ、参加者（プラットフォームに参加する県、市町村及び民間事業者をいう。以下同じ。）を対象としてステーション創出案件の形成・推進のため

の各種取組みを企画・実施すること。

- ① 以下の案を参考にして、各種取組みを企画・実施すること。なお、実施内容の詳細は、県と協議の上、決定するものとする。

【各種取組みの案】

《取組内容》

ア 優良事例の現地調査（回数：2回、参加人数：30名程度/回）

特産フルーツの活用方策に関する参加者の理解を深め、ステーション創出案件の形成・推進を促すため、他自治体等におけるフルーツを活用した誘客や情報発信の優良事例（日本国内の事例に限る。）の現地調査を行う。

イ 専門家によるセミナー（回数：2回、参加人数：60名程度/回）

ステーション創出案件の形成・推進に資するテーマ（例：特産フルーツの活用方策、ステーション創出に向けた官民連携手法）の専門家を招聘し、参加者に対してステーション創出案件の形成・推進の参考となる情報やノウハウを提供するセミナーを開催する。

ウ 意見交換会（回数：山形県の内陸地域（村山地域、最上地域及び置賜地域の3地域をいう。以下同じ。）及び庄内地域のそれぞれにおいて各2回、参加人数：60名程度/回（内陸地域）、30名程度/回（庄内地域））

参加者間のネットワークの形成及びステーション創出に係る事業アイデアや課題等の整理・検討のための参加者による意見交換会を開催する。

エ 個別相談支援（随時（10者程度の利用を想定））

プラットフォームに参加する市町村又は民間事業者からの希望に応じて、当該市町村又は民間事業者がステーション創出案件の形成・推進のための調査検討に係る専門家等への個別相談を行う場合の適切な相談先の紹介又は斡旋等の支援を行う。なお、支援後は、速やかに支援の記録（任意様式）を作成し、県あて提出すること。

《スケジュール》

令和5年10月 優良事例の現地調査【1回目、2回目】

11月 専門家によるセミナー【1回目、2回目】

12月 意見交換会（内陸地域）【1回目】

令和6年1月 意見交換会（庄内地域）【1回目】

2月 意見交換会（内陸地域）【2回目】

3月 意見交換会（庄内地域）【2回目】

※個別相談支援については随時実施。

- ② 各種取組みの実施にあたっての、準備、当日の運営及び片付けを行うこと。
- ③ 各種取組みの実施のために専門家等を招聘等する場合には、県と協議の上、招聘等すること。なお、招聘等に要する経費は委託料に含むものとする。
- ④ 各種取組みの実施のための会場、必要な資材及び使用する資料については、受託者において準備すること。なお、これに要する経費は委託料に含むものとする。

- ⑤ 各種取組みへの参加に係る経費（旅費等）は参加者の負担とし、委託料に含まないものとする。
- ⑥ 各種取組みに参加した市町村及び民間事業者にアンケート調査を実施し、集計結果を県に報告すること。なお、アンケート調査結果は、次年度以降のプラットフォームの取組みに反映する予定のため、調査の内容は、県と協議を行った上で、次年度の取組みの効果的かつ効率的な企画及び運営の参考となる意見が得られるよう設定すること。

(3) 実績報告書の作成

各種取組みの実施結果、アンケート調査の結果等を取りまとめ、実績報告書を作成すること。

5 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとし、委託期間満了の日までに山形県農林水産部農政企画課あて納入すること。

- (1) 実績報告書 2 部（A 4 判縦・カラー印刷）
- (2) 電子データ 1 部（CD-R）

6 留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、必要に応じ、県と打合せを行うこと。なお、業務の過程で県から指示された事案については、迅速、的確かつ誠実に対応すること。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じて県から随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、県の指示に従うこと。
- (3) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ山形県に対して、再委託する業務の内容、再委託先等について書面をもって報告し、承認を得ること。
- (5) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (6) この仕様書に記載のない事項について、双方協議の上定めるものとする。